

# 通関業法に基づく 主要届出等記載要領・添付書類



令和8年6月

横浜税関業務部首席通関業監督官

# 税関様式及び提出時期

事案発生から**1月**以内にはご提出をお願いします

※通関士・従業者の新規従業に係る異動届は、従業前にご提出いただく必要があります。

## 通関業法第12条

通関業の許可申請事項等の変更届 (B-1140)  
特例輸入者等承認・認定内容変更届 (C-9030)  
従業者等の異動(変更)届 (B-1180)  
宣誓書 (B-1080)

## 通関業法第22条第2項

従業者等の異動(変更)届 (B-1180)

## 通関業法第31条第1項

通関士確認届 (B-1320)  
従業者等の異動(変更)届 (B-1180)

## 通関業基本通達8-4、8-6

在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・変更・終了の申出書 (B-1113)

毎年**6月30日**が提出期限です

## 通関業法第22条第3項

通関業営業報告書 (B-1190)

※主たる営業所を管轄する税関（**二号税関**）に届出等を行う場合は、**管轄税関**（営業所を管轄する税関）への届出等は不要です（通関業法施行令第14条）。

# 提出方法

## 1.NACCS汎用申請（業務コード：**HYS**）

- T01**：通関業の許可申請事項等の変更届（B-1140）
- GD6**：特例輸入者等 承認・認定 内容変更届（C-9030）
- T02**：従業者等の異動（変更）届（B-1180）
- T03**：通関業営業報告書（B-1190）
- T06**：通関士確認届（B-1320）
- T09**：在宅勤務・サテライトオフィス勤務の  
開始・変更・終了の申出書（B-1113）
- T99**：NACCS登録情報変更申出

事務処理方法につきましては、NACCSセンター掲示板の業務仕様書をご確認ください

## 2.郵送

送付先 〒231-8401

神奈川県横浜市中区海岸通1-1

横浜税関 業務部首席通関業監督官

※控えの返却が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒等を同封してください。

※証票の返却も郵送が可能です。

## 3.窓口

横浜税関 本関4階（神奈川県横浜市中区海岸通1-1）

首席通関業監督官 平日午前9：00～午後5：00

できる限りNACCS汎用申請を  
ご利用ください



# 提出方法

## NACCSの汎用申請（HYS）方法

**HYS 汎用申請**  
ファイル(F) 表示(V)

申請先税関官署\*  **2A**      申請先部門  **入力不要**

申請手続種別\*  **申請手続種別欄：**  
**T01**：通関業の許可申請事項等の変更届 (B-1140)  
**GD6**：特例輸入者等 承認・認定 内容変更届 (C-9030)  
**T02**：従業者等の異動（変更）届 (B-1180)  
**T03**：通関業営業報告書 (B-1190)  
**T06**：通関士確認届 (B-1320)  
**T09**：在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・変更・終了の申出書 (B-1113)  
**T99**：NACCS登録情報変更申出

申請者電話番号

社内整理番号

記事

**記事欄：**通関業者名、担当者名、電話番号連絡先の記載をお願いします。



### 《受理前訂正》

HYSによる申請後、受理の前であれば、内容の訂正のために**HYE（汎用申請変更）**を利用できます。あらかじめ通関業監督官に申出の上、訂正した書類を添付して送信してください。その際、訂正がない書類についても改めて添付するようにしてください。

## 添付ファイル登録（MSB）方法

**MSB 添付ファイル登録**  
ファイル(F) 表示(V)

宛先 **2A**      **T**  
税関官署\*       部門\*

件名

申告申請等番号

通信欄

**件名欄：**どの届出等に係る添付書類なのか記載をお願いします。

**通信欄：**  
通関業者名、担当者名、電話番号連絡先、補足事項について記載をお願いします。

※具体的な処理方法はNACCSセンター掲示板の業務仕様書をご覧ください

# 届出等内容及び添付書類

## 通関業法第12条

「通関業の許可申請事項等の変更届（B-1140）」

「特例輸入者等承認・認定内容変更届（C-9030）」

「従業者等の異動（変更）届（B-1180）」 「宣誓書（B-1080）」

届出等事項	税関様式		添付書類	汎用申請 手続種別	記載 例
	通関業者	認定 通関業者			
法人の 名称変更	B-1140	C-9030	※早めにご相談ください	T01 GD6	P10 P11
	B-1180	B-1180	・通関士及び従業者の一覧（所属営業所・氏名・証券番号等） ・旧社名の通関士・従業者証券（返却） ・通関士・従業者の写真（データ可） <b>注1</b>	T02	
法人の 所在地変更	B-1140	C-9030	・地図	T01 GD6	P12
役員の新任	B-1140 B-1080 <b>(注2)</b>	C-9030 B-1080 <b>(注2)</b>	・役員新旧対照表（P14） ・履歴書 ・市区町村長の身分証明書（外国籍は除く） <b>注3</b> ・CSVデータ <b>注4</b> （通関担当役員の変更がある場合） ・B-1180（P25）	T01 GD6	P13 ～ P16
役員の退任	B-1140	C-9030	・役員新旧対照表（P14）	T01 GD6	P13
役職名の変更	B-1140	C-9030	・役員新旧対照表（P14）	T01 GD6	P13
営業所の 名称変更	B-1140	C-9030	（通関士・従業者証券に旧営業所名の記載がある場合） ・B-1180 ・旧営業所名の通関士・従業者証券（返却） ・通関士・従業者の写真（データ可） <b>注1</b>	T01 GD6	P17 P18
営業所の 所在地変更	B-1140	C-9030	・地図 ・事務所内レイアウト ・賃貸借契約書写	T01 GD6	P19
営業所 責任者の変更	B-1180	B-1180	（新規従業する営業所責任者の） ・履歴書（新規従業後役職記載があるもの） ・CSVデータ <b>注4</b>	T02	P20
営業所の廃止	B-1140	C-9030	※届出前にご相談ください	T01 GD6	P21 P22
	B-1180	B-1180	・解任する通関士・従業者証券（返却）	T02	
通関業の廃業	B-1140	B-1140	※届出前にご相談ください	T01 GD6	P23 P24
	B-1180	B-1180	・通関士・従業者証券（返却）	T02	

# 届出等内容及び添付書類

## 通関業法第22条第2項

### 「従業者等の異動（変更）届（B-1180）」

届出等事項	税関様式	添付書類	汎用申請 手続種別	記載 例
通関担当役員の変更	B-1180	添付書類なし	T02	P25
従業者の新規従業	B-1180	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴書（新規従業時点のもの） ※必ず氏名のフリガナの記載をお願いします。</li> <li>写真 （縦3cm×横2.4cm、裏に氏名を記載、データ可）注1</li> <li>派遣労働者の場合 注5</li> <li>出向者の場合 注6</li> </ul>	T02	P26
通関士・従業者の解任	B-1180	<ul style="list-style-type: none"> <li>通関士・従業者証票（返却） （在宅勤務、サテライトオフィス勤務の届出を提出している場合）</li> <li>B-1113（P39、40）</li> </ul>	T02	P27
通関士・従業者の 通関営業所間の異動	B-1180	<ul style="list-style-type: none"> <li>（通関士・従業者証票に旧営業所名の記載がある場合）</li> <li>旧営業所名の通関士・従業者証票（返却）</li> <li>通関士・従業者の写真（データ可）注1</li> <li>（在宅勤務、サテライトオフィス勤務の届出を提出していて、 勤務場所に変更がある場合）</li> <li>B-1113（P41）</li> </ul>	T02	P28
通関士・従業者の 兼任の変更	B-1180	添付書類なし	T02	P28
通関士・従業者の改姓	B-1180	<ul style="list-style-type: none"> <li>（旧姓使用する場合）</li> <li>姓の新旧及び変更年月日を確認できる公的な書類 例：戸籍謄本、運転免許証等</li> <li>（新姓使用する場合）</li> <li>上記書類に加えて</li> <li>写真（裏に氏名を記載、データ可）注1</li> <li>旧姓の通関士・従業者証票（返却）</li> <li>※新姓には、必ずフリガナの記載をお願いします。</li> </ul>	T02	P30
通関士・従業者の 休職及び復職	B-1180	添付書類なし	T02	P31
通関士・従業者の雇用形 態の変更	B-1180	<ul style="list-style-type: none"> <li>（派遣等から正社員への登用）</li> <li>添付書類なし （その他雇用形態の変更）</li> <li>雇用形態の内容が分かる書面 注5</li> </ul>	T02	P32

# 届出等内容及び添付書類

## 通関業法第31条

「通関士確認届 (B-1320)」 「宣誓書 (B-1080)」  
「従業者等の異動 (変更) 届 (B-1180)」

届出等事項	税関様式	添付書類	汎用申請 手続種別	記載 例
通関士の確認	B-1320 B-1080 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴書 (届出時点の内容のもの)</li> <li>・市区町村長の身分証明書 (外国籍は除く) 注3</li> <li>・通関士試験合格証書 (B-1250) 写 注7</li> <li>・写真 (裏に氏名要記載、データ可) 注1</li> <li>・CSVデータ 注4</li> <li>・派遣労働者の場合 注5</li> <li>・出向者の場合 注6</li> </ul>	T06	P33 ～ P36
	B-1180	添付書類なし	T02	
通関士の確認 (他の通関業者の通関士 を併任しようとする場 合)	B-1180	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴書 (届出時点の内容のもの)</li> <li>・写真 (裏に氏名要記載、データ可) 注1</li> <li>・他の通関業者の併任承諾書</li> </ul> ※あらかじめご相談ください	T02	P37
通関士の確認 (他の通関業者の通関士 を解任後直ちに通関士の 確認をする場合)	B-1180	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の通関業者の「従業者異動届 (解任) B-1180」写</li> <li>・履歴書 (届出時点の内容のもの)</li> <li>・写真 (裏に氏名要記載、データ可) 注1</li> <li>・派遣労働者の場合 注5</li> <li>・出向者の場合 注6</li> </ul>	T02	P38

## 通関業法基本通達8-4、8-6

「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・変更・終了の申出書 (B-1113)」

届出等事項	税関様式	添付書類	汎用申請 手続種別	記載 例
在宅勤務の開始・終了	B-1113	添付書類なし	T09	P39
サテライトオフィス勤務 の開始・終了	B-1113	添付書類なし ※会社として初めて申請される場合には、あらかじめご 相談ください	T09	P40
在宅勤務・サテライトオ フィス勤務申出内容の変 更	B-1113	添付書類なし	T09	P41

# 届出等内容及び添付書類

## 通関業法第22条第3項

「通関業営業報告書（B-1190）」

「第1表 営業概況総括表（B-1190-2）」

「第2表 通関業務取扱件数及び収受額内訳表（B-1190-3）」

「第2表 通関業務取扱件数及び収受額内訳表（つづき）（B-1190-4）」

届出等事項	税関様式	添付書類	汎用申請 手続種別
通関業営業報告書  ※1通（控えが必要な方は2通。NACCS汎用申請にてご提出いただく場合は、受理通知情報が提出の記録となります。）	B-1190 B-1190-2 B-1190-3 B-1190-4	①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書（繰越利益剰余金が記載されているもの） ④会社組織図（最新のもの）  ※「決算報告書」（会社単体のもので、株主総会等に利用するもの）が①から③の内容を含んでいる場合、①から③の提出に代えて当該決算報告書1通をご提出いただいても結構です。株主総会による承認前等により提出できない場合は、（案）段階の書類を添付し、承認後等に正式な書類を提出してください。	T03

※記載要領は別添

「通関業営業報告書提出・記載要領」をご覧ください。



# 届出等内容及び添付書類（注）

## 注1 証票用写真

写真は上三分身のもので、縦3cm×横2.4cmのもの。

写真を電子データで提出する場合は、J P E G形式で保存したデータを、汎用申請（N A C C Sコード：H Y S）又は、添付ファイル登録（N A C C Sコード：M S B）により提出。

## 注2 宣誓書

・「宣誓書」には、日本国籍の場合「通関業法第6条第1号、第3号から第9号まで及び第11号に該当しないこと」（役員）又は「通関業法第31条第2項に該当しないこと」（通関士）を宣誓する。

・外国籍の場合は、「市区町村長の身分証明書」に代わる書類として「宣誓書」に「通関業法第6条第1号から第9号まで及び第11号に該当しないこと」（役員）又は「通関業法第31条第2項に該当しないこと」（通関士）に加えて「及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていないこと」を宣誓する。

## 注3 市区町村の身分証明書

- ①「成年被後見人とみなされる者及び被保佐人とみなされる者」、
- ②「従前の例によることとされる準禁治産者」、
- ③「破産者であって復権を得ない者」に該当しない旨の証明書をいう。

## 注4 CSVデータ

新任役員、新任営業所責任者及び通関士確認対象者の氏名（カナ・漢字）、生年月日、性別をCSV形式で保存したファイルを、汎用申請（N A C C Sコード：H Y S）、添付ファイル登録（N A C C Sコード：M S B）又は出力したものを紙面により提出。

シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別
ゼイカントウ	税関 太郎	H	01	11	30	M
メアリー カスタム	M a r y C u s t o m s	S	55	03	20	F
ワンウェイ	王 偉	H	05	05	01	M
ワンウェイ	W a n g W e i	H	05	05	01	M

※シメイ欄は半角（姓と名前の間も半角で1マス空け）

※氏名欄は全角（姓と名前の間も全角で1マス空け）

※生年月日の和暦欄は半角（大正はT、昭和はS、平成はH）

※性別欄は半角（男性はM、女性はF）

※外国籍の方はシメイ欄にカナ読みを、氏名欄にアルファベット氏名を（漢字表記をお持ちの方は漢字とアルファベットの2行に渡り）記載

# 届出等内容及び添付書類（注）

## 注5 派遣労働者に関する添付書類

派遣労働者の場合は、以下の書類を提示する。

- （1）派遣基本契約書（以前提出した場合は省略可）
- （2）派遣会社概要（パンフレット等で可）（以前提出した場合は省略可）
- （3）個別派遣契約書（派遣労働者の氏名が記載されていない場合は通知書も合わせて提示する）

## 注6 出向者に関する添付書類

出向者の場合は、出向関係を証明する書類（人事通知書等）を添付する。

## 注7 通関士確認時の注意事項

- ・「通関士試験合格証書」等の姓が現在と異なる場合は、改姓の事実がわかる公的な書類の写し（例：戸籍謄本又は運転免許証の裏書等）を添付する。
- ・通関士試験合格者が「通関士試験合格証書」の交付を受ける前である場合は、「合格証書の番号」の記載は不要。また添付書面については、「通関士試験合格証書の写し」の代わりに、通関士の確認を受けようとする者に係る通関士試験合格年における「通関士試験受験票（B-1280）」のA片の写しを添付。この場合において通関士試験合格者が通関士合格証書の交付を受けたときは、通関士合格証書の写しを速やかに提出する。

## その他注意事項

- ・法人の名称変更及び管轄税関をまたぐ営業所の所在地変更は手続きに時間を要する場合がありますので、早めにご相談ください。
- ・他の通関業者を解任後直ちに通関士として従業する場合の「直ちに」とは1月以内が目安となります。
- ・通関士証票の発行までの標準処理期間には警察への照会期間は含まれませんのでご了承ください。通常、発行には1か月程度の時間を要します。
- ・従業者証票の発行には1～2週間程度の時間を要しますのでご了承ください。
- ・汎用申請で通関士、従業者の新規従業を申請される場合で、本関以外で証票の交付を希望される場合には、希望交付官署を記事欄に記入してください。
- ・NACCS汎用申請を撤回する際は、申請手続種別T99「NACCS登録情報変更申出」が必要になります（P42）。

## 法人の名称変更

認定通関業者は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届(様式C-9030)」

税関様式B第1140号  
令和8年11月1日

### 通関業の許可申請事項等の変更届

横浜 税 関 長 殿

#### 届出者

住 所	神奈川県横浜市中区〇〇一〇
法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名又は名称	株式会社 税関商事

通関業法第12条第<sup>1</sup>号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

#### 記

- 1 法人名称の変更  
変更前：株式会社税関商事  
変更後：株式会社カスタム
- 2 変更年月日  
令和8年12月1日
- 3 変更理由  
資本提携に伴う法人名称変更

(注) 証票再発行の必要があります。  
「従業者等の異動(変更)届」(B-1180)、証票用の写真もご提出ください。

# 記載例

## 法人の名称変更

税関様式B第 1180 号  
令和 8年 11月 1 日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社税関商事

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

### 記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
横浜通関センター	通関 一太	通関士	R8.12.1	法人名称を「株式会社カスタム」に変更	証券番号D1239
東扇島通関センター	関税 局子	従業者	R8.12.1	同上	証券番号D1669
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数	名から	名に変更		

旧社名の証券番号を記載

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあっては、不要の文字を抹消してください。  
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。  
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。  
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。  
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1 (3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。  
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm

(注) 全営業所の証券を所持している者を記載してください。  
また、顔写真 1 枚を添付願います。新しい証券を受領後、  
旧社名の証券は返却してください。

# 記載例

## 法人の所在地変更

認定通関業者は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届(様式C-9030)」

税関様式B第 1140 号  
令和 8 年 11 月 15 日

### 通関業の許可申請事項等の変更届

横浜 税 関 長 殿

#### 届出者

住 所	神奈川県横浜市中区海岸通1-1
法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名又は名称	International Customs株式会社

通関業法第 1 2 条第 <sup>1</sup> 号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け  
出ます。

電話番号の変更がある場合は併せて記載してください。  
所在地は法人登記本店所在地を記載してください。

#### 記

- 1 **法人**所在地の変更  
変更前：〒231-0002 神奈川県横浜市中区海岸通1-1  
変更後：〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭2
- 2 変更年月日  
令和8年12月1日
- 3 変更理由  
本社移転のため

# 記載例

## 役員の変更

税関様式B第 1140 号

令和 8 年 4 月 10 日

### 通関業の許可申請事項等の変更届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区海岸通1-1  
法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○  
氏名又は名称 株式会社 税関商会

通関業法第12条第<sup>1</sup>号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け  
出ます。

### 記

- 1 役員の変更  
別紙「役員新旧対照表」のとおり
- 2 変更年月日  
令和8年4月1日
- 3 変更理由  
役員改選による

「登記日」ではなく、「変更の事実があった日」を記載してください

(注) 役員の変更に伴い通関担当役員を変更する場合は、  
本届と併せて「従業者等の異動(変更)届」(様式B-1180)  
も提出してください。

# 記載例

## 役員新旧対照表

### 株式会社 税関商会 役員新旧対照表

新役員		旧役員	
代表取締役社長	税関 花子	代表取締役社長	税関 太郎 <b>退任</b>
専務取締役	シェリー・カスタムス <b>新任</b>	専務取締役	税関 花子
常務取締役	税関 次郎	常務取締役	税関 次郎
取締役	税関 三郎	取締役	税関 三郎
監査役	ジョン・カスタムス	監査役	ジョン・カスタムス

## 役職のみの変更時

### 株式会社 税関商会 役員新旧対照表

新役員		旧役員	
代表取締役社長	税関 太郎	代表取締役社長	税関 太郎
専務取締役	<b>税関 次郎</b>	専務取締役	<b>税関 花子</b>
常務取締役	<b>税関 花子</b>	常務取締役	<b>税関 次郎</b>
取締役	税関 三郎	取締役	税関 三郎
監査役	ジョン・カスタムス	監査役	ジョン・カスタムス

# 記載例

## 役員の宣誓書（日本国籍の場合）

税関様式B第1080号  
令和8年4月10日

### 宣 誓 書

横浜 税 関 長 殿

氏 名 税関 海子  
生年月日 昭和56年1月2日  
現住所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

私には、通関業法〔第6条第1号、第3号から第9号まで及び第11号〕に規定  
~~第31条第2項各号~~

する欠格事由に該当する事実がないこと~~（及び外国の法令上これらと同様に  
取り扱われていないこと）~~を宣誓します。

不要な文字は抹消してください

# 記載例

## 役員の宣誓書（外国籍の場合）

税関様式B第1080号  
令和8年4月10日

### 宣 誓 書

横浜 税 関 長 殿

氏 名 シェリー・カスタムス  
生年月日 平成10年12月21日  
現住所 神奈川県〇〇〇〇〇〇

私には、通関業法〔**第6条第1号から第9号まで及び第11号**  
~~第31条第2項各号~~〕に規定

する欠格事由に該当する事実がないこと<sup>①</sup>及び外国の法令上これらと同様に  
取り扱われていないこと<sup>②</sup>を宣誓します。

不要な文字は抹消してください

## 営業所の名称変更

税関様式B第 1140 号

令和 8 年 11 月 1 日

### 通関業の許可申請事項等の変更届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所	神奈川県横浜市中区〇〇ー〇
法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名又は名称	カスタムスコーポレーション株式会社

通関業法第 1 2 条第 <sup>1</sup> 号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け  
出ます。

### 記

- 1 **営業所** 名称の変更  
変更前の名称： 川崎営業所  
変更後の名称： 東扇島営業所
- 2 変更年月日  
令和8年11月10日
- 3 変更理由  
組織再編に伴う営業所名称変更





# 記載例

## 営業所責任者の変更

税関様式B第1180号  
令和8年11月1日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税関長 殿

届出者

住 所

神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称

株式会社税関物流フォワーディング

通関業法第22条第2項（及び同法第12条第1号（同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

### 記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
横浜通関センター	通関 一太	責任者	R8.11.1	解任	
横浜通関センター	関税 局子			責任者に新規 従業	

注) 責任者が通関士や従業者であり、通関士や従業者としての異動届出を兼ねている場合でも、届出内容を明確にするために通関士の異動と責任者の異動は別行で記載してください。

通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容			
営業所	通関士数	名から	名に変更	

- (注) 1. 通関業法第22条第2項の規定のみに基づく届出にあつては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）31-1(3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mmの大きさのものを1枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

(規格A4)



# 記載例

## 営業所の廃止

税関様式B第 1180 号  
令和 8年 11月 1 日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 ワールドワイドカスタムス株式会社

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

### 記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
横浜流通センター	通関 一太	通関士	R8.11.20	本社へ異動	
横浜流通センター	関税 局子	従業者	R8.11.20	解任（退職）	証券番号D1669
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
横浜流通センター 本 社 営業所	通関士数	1 1	名から	0 2	名に変更

返却する証券番号を記載

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあっては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1 (3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm の大きさのものを 1 枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

(規格 A 4)



# 記載例

## 通関業の廃業

税関様式B第 1180 号  
令和 8年 11月 1 日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 税関トランスポート株式会社

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

### 記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
横浜営業所	通関 一太	通関士	R8.12.1	解任（通関業廃業のため）	証券番号12-11
横浜営業所	関税 局子	従業者	R8.12.1	同上	証券番号D1669
東扇島営業所	税関 花子	通関士	R8.12.1	同上	証券番号A1212
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数	名から	名に変更		

返却する証券番号を記載

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあっては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1 (3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm の大きさのものを 1 枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

(規格 A 4)

# 記載例

## 通関担当役員の変更

税関様式B第 1180 号  
令和 8年 11月 1 日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇ー〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社税関ロジスティクス

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に限る。）の規定に該当する事実が下記のとおりであること）

通関担当役員が複数名おり、担当する地域が分かれている場合は担当地域を記載してください。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
	税関 一郎	通関担当役員	R8.11.1	解任	
	関税 恵子			通関担当役員 に新規従業	東京・横浜地区 のみ
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数	名から	名に変更		

担当役員は営業所名記載不要。

異動前の職務区分を記載。  
新規従業の場合は空欄にしてください。

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあっては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1 (3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm の大きさのものを 1 枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

(規格 A 4)

# 記載例

## 従業者の新規従業

税関様式B第 1180 号  
令和 8年11月 1 日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社カスタムス・カーゴ

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

### 記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
横浜通関センター	通関 花子		R8.11.1	従業者に新規従業	派遣
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数	名から	名に変更		

職務区分欄は空欄。

参考情報を記載。

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあつては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1 (3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm の大きさのものを 1 枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

(規格 A 4)

# 記載例

## 通関士・従業者の解任

税関様式B第 1180 号  
令和 8年 11月 1 日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 税関海運株式会社

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

### 記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
横浜通関センター	佐藤 税子	通関士	R8.10.31	退職による解任	証券番号 15-46
〃	鈴木 一郎	従業者	R8.11.1	異動による解任	証券番号 11-01
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
横浜通関センター 営業所	通関士数 7 名から 6 名に変更				

通関士・従業者を解任した場合は証券を返却。

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあっては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前 兼任の通関士も含めた人数を記載。他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規 職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1 (3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm

(注) 解任となる通関士、従業者が在宅勤務、サテライトオフィス勤務の開始の申出をしている場合には、在宅勤務、サテライトオフィス勤務の終了の申出も提出してください。

4)

# 記載例

## 通関士・従業者の通関営業所間の異動

税関様式B第 1180 号  
令和 8年 11月 4日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社エクスプレス税関

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 19 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。）の規定に該当する事実 異動先の営業所名等を記載。 出ます。

### 記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
横浜通関センター	原産 正子	通関士	R8.11.1	大阪通関センターに異動	
大阪通関センター	通関 一夫	通関士	R8.11.1	横浜通関センターに異動	
川崎通関センター	税関 二郎	従業者	R8.11.1	成田通関センターに異動（横浜通関センター兼任解除）	証券番号 16-01
	営業所	変 更 の 内			
横浜通関センター		通関士数	6 名から	6 名	
大阪通関センター			5 名から	5 名	

異動前の営業所名を記載。

証券に旧営業所名の記載がある場合、証券番号を記載。  
既に届け出ている内容であっても兼任の営業所がある場合は、改めて明記してください

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあつては、不要の文  
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。  
3. 人数に変更が無い場合でも、異動が発生した営業所（従業者の別を記入してください）。  
4. 所を通関士数を明記。他の部門への配置換等と記入してください。  
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1(3)の規定により、通関士の確認届を兼

(注 1) 営業所名の記載がない証券であれば、本届出の提出のみで証券は引き続き使用できます。

(注 2) 異動に伴い在宅勤務の場所が変更になる場合、在宅勤務・サテライトオフィス勤務の変更の申出を併せて提出してください。



# 記載例

## 通関士・従業者の改姓

税関様式B第 1180 号  
令和 8年 11月 8日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社税関マリン

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記の

証票番号を記載。新しい姓で勤務する場合は改姓後の姓で証票が再発行される。旧証票は新証票交付後、速やかに返却。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
羽田通関センター	財務 知子	従業者	R8.11.4	姓を吉田に変更	証票番号 A3578
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数	名から	名に変更		

改姓前の氏名を記載。

会社が改姓を把握した日付を記載。

旧姓で勤務する場合は、「（旧姓使用）」と追記。

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあつては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1(3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm の大きさのものを 1 枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

(規格 A 4)



# 記載例

## 通関士・従業者の雇用形態の変更

税関様式B第 1180 号  
令和 8年 11月 1 日

### 従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社税関物流フォワーディング

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

### 記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
横浜通関センター	外側 太郎	従業者	R8.11.1	派遣から正社員に 登用	
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数	名から	名に変更		

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあっては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1 (3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm の大きさのものを 1 枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

(規格 A 4)



# 記載例

## 通関士の宣誓書（日本国籍の場合）

税関様式B第1080号  
令和8年11月1日

### 宣 誓 書

横浜 税 関 長 殿

氏 名 税関 空男  
生年月日 昭和61年10月10日  
現住所 神奈川県〇〇〇〇〇〇〇〇

私には、通関業法（~~第6条第1号から第9号まで及び第11号~~）に規定  
**第31条第2項各号**

する欠格事由に該当する事実がないこと（~~及び外国の法令上これらと同様  
に取り扱われていないこと~~）を宣誓します。

不要な文字は抹消してください

# 記載例

## 通関士の宣誓書（外国籍の場合）

税関様式 B 第 1080 号  
令和 8 年 11 月 1 日

### 宣 誓 書

横浜 税 関 長 殿

氏 名 王 偉

生年月日 平成元年1月15日

現住所 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇

私には、通関業法〔~~第6条第1号から第9号まで及び第11号~~〕に規定

**第31条第2項各号**

する欠格事由に該当する事実がないこと~~を~~及び外国の法令上これらと同様に  
取り扱われていないこと~~を~~を宣誓します。

不要な文字は抹消してください



# 記載例

## 通関士の確認（他の通関業者の通関士を併任しようとする場合）

税関様式B第 1180 号  
令和 8 年 11 月 8 日

従業者等の異動（変更）届

横浜 税 関 長 殿

届出者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社税関運送サービス

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

### 記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
東扇島通関センター	通関 太郎			通関士に新規従業	カスタムス運輸株と併任（証票番号11-5）
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
東扇島通関センター 営業所	通関士数 9 名から 10 名に変更				

職務区分・異動年月日は空欄

既に従事している通関業者名・証票番号を記載。

- (注) 1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあつては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31-1 (3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm の大きさのものを 1 枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

(規格 A 4)









## NACCS汎用申請の撤回

N A C C S 登 録 情 報 変 更 申 出

令和 8 年 11 月 9 日

横浜 税 関 御 中

提 出 者

住 所 神奈川県横浜市中区〇〇-〇

氏名又は名称 中央税関株式会社

変 更 区 分		
項 目	変 更 前	変 更 後

注) あらかじめ税関に申し出た後で、汎用申請受理番号や税関手続名称等の申請を特定するための事項及び理由を記入の上、送信してください。

様式はNACCS掲示板の汎用申請手続一覧（「業務コード集」参照）からダウンロードしてご利用ください。

変更を必要とする理由

汎用申請受理番号S123456780 の撤回  
(申請手続種別誤りのため)

- (注) 1. 「変更区分」欄は、変更を必要とする申告等の名称及び変更内容を記載してください。  
2. 「項目」欄は、変更対象となる申告等を特定するための事項、変更を必要とする事項、その他税関が求める事項について記載してください。